

2006年7月19日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

企業会計基準公開草案第14号
「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第16号
「関連当事者に関する会計基準の適用指針(案)」
に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成18年6月6日付でコメントの募集が行われた企業会計基準公開草案第14号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第16号「関連当事者に関する会計基準の適用指針(案)」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士(新日本監査法人)

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

公認会計士(監査法人トーマツ)

中 島 努

公認会計士(あずさ監査法人)

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

公認会計士(中央青山監査法人)

山 岸 聡

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

第 1 に、貴委員会が平成 18 年 6 月 6 日に公表された「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」（以下、企業会計基準公開草案第 14 号という。）及び「関連当事者に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、企業会計基準適用指針公開草案第 16 号という。）と、平成 18 年 2 月 7 日に公布された「会社計算規則」（法務省令第 13 号）140 条の「関連当事者との取引に関する注記事項」との関係が明らかではないので、実務上の混乱が生ずるおそれがある。確かに、企業会計基準公開草案第 14 第 1 項は、その目的を、財務諸表の注記事項としての関連当事者の開示についてその内容を定めることとしていることから、会社計算規則に基づき作成される個別注記表については、取り扱っていないということとも考えられる。しかし、会社計算規則は、その第 3 条において、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と定めており、公表された企業会計基準公開草案第 14 号及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号が正式な会計基準及び会計基準適用指針として公表された場合、個別注記表の作成に際してもしん酌されることになる。そして、個別注記表の内容と現在公表されている企業会計基準公開草案第 14 号及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号との内容には違いがあるので、その取扱いに関する規定を企業会計基準適用指針公開草案第 16 号に設け、その関係を明確にしておかないと、実務に混乱が生ずるおそれがある。

また、会社計算規則は、「関連当事者との取引に関する注記」の表示を計算書類である個別注記表のみに要求し、連結注記表には表示しないことを認めていることから（同規則 129 条 2 項 3 号）、関連当事者との取引が会計計算規則 140 条 2 項に掲げる取引に該当しない場合には、連結会社間の取引で連結計算書類を作成するときに相殺消去されるものについても重要なものを、個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記」において表示しなければならない。したがって、この際の重要性の判断規準に関する実務上の取扱いについても、貴委員会の企業会計基準適用指針において明らかにすべきである。

第 2 に、企業会計基準公開草案第 14 号第 5 項（3）で関連当事者を定義し、として、「重要な子会社の役員及びその近親者」を挙げているが、「重要な子会社の役員」の意義が明確ではない。この重要な子会社の役員とは、企業会計基準公開草案第 14 号によると、子会社の役員のうち重要な者という意味であり、重要な子会社における役員ではない。しかし、「重要な子会社の役員」という言葉からだけでは、どちらを指すかが明確ではなく、誤解の生ずるおそれがある。そこで、この用語を「重要な子会社役員及びその近親者」などに変更し、子会社役員のうち重要な者ということを明確にすべきである。

第 3 に、企業会計基準適用指針公開草案第 16 号第 15 項及び第 16 項において重要性の判

断規準を従来規準より緩和することを提案しているが、この点の検討をもう少し慎重にすべきである。確かに、企業会計基準適用指針公開草案第 16 号第 31 項が言うように、関連当事者である個人との取引について、1,000 万円を重要性の判断規準として導入することには、一応の合理性があるとも思えるが、その金額をそのまま、関連当事者が会社の場合における特別利益・特別損失の重要性の判断規準として導入することには疑問がある。つまり、関連当事者が個人である場合には、その 1,000 万円は取引高の規準であるのに対し、関連当事者が会社の場合には、その 1,000 万円は損益の額に関する規準であり、また、関連当事者が会社である場合には、その損益の額が 1,000 万円を超える場合であっても、税金等調整前当期純損益の 10%以下となる場合には、開示の必要がないものとされている。したがって、関連当事者が個人である場合における重要性の規準を 1,000 万円としたからといって、関連当事者が会社である場合における特別利益・特別損失の額の規準を 1,000 万円とすることには、理論的な根拠が乏しく、もう少し、慎重な検討が必要であると思われる。

以上